相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県宝塚市仁川高丸二丁目一一一番地、最後の住所大阪府貝塚市半田七八〇番地

被相続人　亡　足立　忠昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月四日

大阪市北区西天満五丁目九番七号西天満ユートビル八〇一号

相続財産管理人　弁護士　畑山　和幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県今治市玉川町畑寺甲三〇一番地、最後の住所愛媛県今治市近見町二丁目一番五二号

被相続人　亡　渡部シズ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月四日

愛媛県今治市南宝来町一丁目五番地四月原ビル一階八島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　八島　淳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県串間市大字奈留五二一五番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　河野　光治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月四日

宮崎県串間市大字西方五四二九番地

相続財産管理人　吉岡　貴浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県都城市立野町四一五一番地、最後の住所宮崎県都城市五十町五一七三番地

被相続人　亡　川畑　文男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月四日

宮崎県都城市上水流町一五八六番地　中道団地一一―二―二二

相続財産管理人　野﨑　圭

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十五年六月四日

一　墳墓等所在地　東京都世田谷区北烏山四丁目二九番地一号

一　墳墓等の名称　宗教法人永願寺墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳　長尾家　前川家　坂田家　水谷家　岡家　山田家　野村家

一　改葬を行おうとする者　東京都世田谷区北烏山四丁目二九番地一号　宗教法人永願寺　代表司馬　春英

無縁墳墓等改葬公告

数年間にわたり連絡がとれないために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十五年六月四日

一　墳墓等所在地　東京都西東京市ひばりが丘四―一六六五

一　墳墓等の名称　満願寺墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　不詳　梶野家

一　改葬を行おうとする者　東京都中野区大和町一―五九―二　満願寺住職　太田　秀和

無縁墳墓等改葬公告

境内墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十五年六月四日

一　墳墓等所在地　山梨県甲府市飯田五丁目一六番三四号

一　墳墓等の名称　延壽寺境内墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　山梨県甲府市武田小池柴郎、濱子、山梨県甲府市南口　堀内寛治、いちの、山梨県甲府市北大路　堀内経男、寛四郎、山梨県甲府市丸の内　加賀美進、望月ゆき、尭一、山梨県甲府市穴切町　中島とき、安治、中原百太郎、みせ、山梨県甲府市宝　佐野淑子、あか、貞治、山梨県甲府市飯田　上松儀三、保延與八、直美、たまよ、中原薫、山梨県甲府市緑ヶ丘　荻野とく、山梨県甲府市橘町　荻野清治、山梨県甲府市深町　鈴木藤太郎、山梨県甲府市上一番町　鈴木松兵衛、山梨県甲府市橘屋町　鈴木まつ、山梨県北巨摩郡高根町　上松はまの、山梨県中巨摩郡竜王町　保延敏男、山梨県南巨摩郡原村　佐野鹿平、東京都渋谷区恵比寿南　中島きよ、神初葉子、本籍不明　荻野吉三郎、いせ、佐野鹿平子、渡辺家、伊藤家、本籍及び氏名不詳墓石　十五基

一　改葬を行おうとする者　山梨県甲府市飯田五丁目一六番三四号　延壽寺住職　千月　康博

公示送達

袖ケ浦市代宿土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十八条第一項の規定による仮換地指定通知については、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項及び同条第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により書類の送付にかえて当該通知の内容を次のとおり公告します。

記

一　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　不詳

氏名　大木　嘉平

二　通知の内容

土地区画整理法第九十八条第一項の規定により、袖ケ浦市代宿土地区画整理事業の換地設計において定められた別紙仮換地指定通知書及び仮換地明細図のとおり仮換地指定をします。

なお、別紙仮換地指定通知書及び仮換地明細図は掲載を省略し、それらを袖ケ浦市代宿土地区画整理組合事務所の掲示板において掲示します。

（教示）

一　この通知に不服がある場合には、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）

二　この通知については、この通知を知った日の翌日から起算して六箇月以内に、袖ケ浦市代宿土地区画整理組合を被告として（訴訟において袖ケ浦市代宿土地区画整理組合を代表する者は理事長となります。）、通知の取消しの訴えを提起することができます。ただし、右記一の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、通知の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内であっても、この通知の日の翌日から起算して一年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

以　上

平成二十五年六月四日

千葉県袖ケ浦市久保田三五七一番地一

袖ケ浦市代宿土地区画整理組合

理事長　遠山　貞夫

第60期決算公告

平成25年5月16日

北海道江別市工栄町5番地19

ニチラク機械株式会社

代表取締役　内田　博視

貸借対照表の要旨（平成25年2月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,405,885
	固定資産	543,390
	合計	2,949,275
負債及び純資産の部	流動負債	1,584,708
	固定負債	232,648
	株主資本合計	1,131,919
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,081,919
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	1,069,419
	（うち当期純利益）	(175,396)
	合計	2,949,275